

## 依智の里

文永八年九月十三日、鎌倉の竜の口から相州の依智に大聖人は移られた。依智についたのは十三日の正午であった。佐渡の領主武蔵守宣時の代官人の本間六郎左衛門の屋敷である。

この依智に着く道中が変わっていた。警護の武士が、大聖人をとりまいていたが、はつきりした引卒者はいず、大聖人か一行の主人のような様子で依智に到着した。竜の口の刑場で、大聖人斬首の直接の命令者であった平佐衛門は、刑場での異変におどろくと、相模の依智に大聖人をとどげよと命令して、その場より姿を消してしまった。

それよりもつと悪いのは、大聖人を斬首せよと強い命令を出して、時宗までも動かした武蔵守宣時（佐渡の領主）が、大聖人の首が竜の口で斬れぬと知ると、十三日の朝早々に、熱海に入湯と称してこれまた、鎌倉を逃げ出していったのである。恐らく責任を回避するのと、大聖人斬首のことが鎌倉中の人びとにいろいろな噂を生んだのを恐れることであつたらう。しかし、熱海にほとぼりを逃がれたとはいえ、この宣時は、大聖人斬首の考えは捨てなかつた。かえつて竜

の口の命令者であつた平左衛門が、眼前に大聖人さまの威にうたれて、その後流罪説をとるようになったのだが、宣時はあくまで斬首を主張してやまなかつた。自分の主張を通すために、熱海から念仏門徒に命を發して、鎌倉の街に火をつけよとか、殺人事件などを起して、これは日蓮の弟子が、お上をうらんでの仕事であると流言して、日蓮の弟子は全部首を斬らなければいけない、あるいは遠島にしろとか、鎌倉から、日蓮の弟子は追い払え等々の命令を發したのだが、犯人を捕えてみると、これが律宗や念仏宗の人びとであつたのは皮肉であつた。しかしこの流言のために、日朗、坂部入道、伊沢入道等々が、土の牢におしこめられたのは有名な話である。

さて、直接の命令者が、以上のような次第なので、依智に來た大聖人は、警護の侍にとりかまっていたとはいへ堂々たる態度であつた。

依智の本間の屋敷につくと早々に「やあご苦労だつた。昨夜の夕方から、この昼まで、なかなか大変であつたらう、一杯のんでくれ……」と、その労をねぎらつたのは、ほかならぬ大聖人であつたのだから驚く。

「酒とりよせて、ものふ共にのませてありしかば」と種々御振舞抄にあるのがこれである。恐らく、大聖人と同行した四条金吾が直接の世話にあたって、警護の人々に、酒をふるまつたのであろう。

警護の人々の頭の中に浮かんだものはなんであろうか。松葉谷の草庵では、平左衛門尉頼綱に

向かつて、今、日本国の柱を倒すものは平左衛門尉なりと叱咤し、頼綱を犯人なりといい放った人。鎌倉八幡宮の社頭では、八幡大菩薩こと起請を用いぬ神である。いそぎいそぎ、約束を果たせと、神にその使命をせまった人。馬の口にとりすがって泣く鎌倉武士に、これ程の喜びを笑えよかし、この数年が間願いつることこれなりと、斬首を眼前にして人をはげます死身弘法の精神、刑場に至っては、夜あけなばみぐるし、首きるべくは急ぎきるべし。こんな言葉を刑場で、古今東西いった人があるであろうか。これは人ではない、仏さまだ、仏さまでなければ振舞えないことである。しかも、あれ程苛酷にあたったわれわれに、ご苦労であったと、今酒を振舞ってくれているのは大聖人である。われわれの直接の命令者だった平左衛門尉は、昨夜の刑場での異変に驚いて、その後姿をみせぬではないか。そのまた上司は熱海までも逃げさっている。

警備の侍は、四条金吾の、大聖人さまの意を帯した酒の振舞いに、すっかり酔ってしまった。緊張の度がほぐれて警備の人びとは、やがて庭先きで、がやがやといひ出したが、誰かが大きな声で

「南無妙法蓮華経」と唱え出すと、三、四十人の侍か両手を合せて、部屋の奥なる大聖人に向つて一勢に題目を唱え出すのであった。題目の声が高くなるにつれて感激が共鳴していった。一人の武士が、真青な顔をして大きな声でいった。

「酒に酔ったからいうのではないぞ。酒に酔うと、本当のことをいうというから、その点では俺

は少し酔っているかも知れないが、俺は、俺達の信じておる阿弥陀さまの悪口をいう坊主だから、本当のことをいうと、どんなに悪い坊主かと思つていたので。ところがどうだ、今、眼前にこうやって拝んでみると、その尊さに俺はうたれて口がきけないのだ、俺は念仏をたつた今する。南無妙法蓮華經、南無妙法蓮華經

この南無妙法蓮華經をきくと、俺も念仏をすてたぞ、俺もすてたと、火打袋から、念仏の数珠を出して、ぷつつりときるものが沢山に出てきたのであつた。なかには筆と硯をかりてさつそくに、只今よりは、念仏を申しませぬと誓状を書いて、大聖人に直接渡す人も出て来た程であつた。

さて、時がすぎたので、この家の主人本間六郎左衛門の家来が、大聖人を警備することとなつて、鎌倉からついできた警護の侍は帰り始め、四条金吾も帰つていった。

この日の午後八時すぎであつた。上使の早馬が、本間の屋敷についた。すわこそ、再び大聖人斬首かと警備の侍が騒いだが、それは実は吉報であつた。この屋敷の主人本間六郎左衛門の家臣、有馬尉というのが、使者が立ち帰ると、大聖人の居間に走つてきて平伏して告げるのであつた。

「大聖人さま、吉報でございます。今夜こそは再び首斬れとの使者かと思ひましたのに、そうではなくて、お喜びの知らせであります。只今鎌倉からの使者の赴きによりますと、大聖人さまに

は罪はない、今しばらくしたら赦免になるとのことでございます、そして、これに危害などは加えてはならぬとの厳命でございますから、ご安心下さいませ、もつとくつろいで結構でございます。この命令はみな時宗公直々に出ておる御命令でございます」と町重なものであった。

そして、大聖人のあづかり手となる武蔵守宣時が、今朝熱海にいつてしまったので、宣時の配下が、はやまって大聖人に危害などを加えてはいけないから、鎌倉から四時間程かかって駆けつけてきたこと。そしてこれよりその立文をもつて熱海に行くのだが、到着はいずれ真夜中になるであろうとのことであった。

大聖人を警備する人びとの間に、どっと歓声が湧いたのも無理はない。

では、昨日は、竜の口で首を斬られようした天下の大罪人が、何故今日は、「この人はとがなき人なり、今しばらくありてゆるさせ給うべし、あやまちしては後悔あるべし」という立文のごとき変わり方になったのであろうか。

この立文は北条時宗直々にでたものである。この日すなわち九月十三日に、前述のごとく「蒙古襲来すべきの由、そのきこえあるの間、御家人等を鎮西に下しつかわすところなり。さつそく器用の代官を、薩摩国阿多北方にさし下し、守護人と相伴つて、且つは異国の防禦を致さしめ且つは領内の悪党をしずむべきものなり、仰せよつて執達件の如し、

文永八年九月十三日

相模守時宗在判

連署 政村在判

阿多北方地頭殿

という、島津文書に残る、蒙古襲来に対する戦争用意の命令書を出しておるのである。

大聖人に対して「この人はとがなき人なり」との立文が、その日の夕方、依智の屋敷に到着したのは実に当然なのである。

大聖人こそ文応元年より十二か年の間、蒙古襲来を唱えておった人であり、そのために、伊豆の伊東に三か年の流罪生活も送り、そのために、竜の口に斬首されようとした人である。いかに過酷な政府当局といえども、それを無にして、蒙古襲来の戦争準備が出来る筈がないではないか。時宗は大聖人を許すように決心したのである。

だが、依智におること二十八日間、十月の十日には依智を立てて佐渡に向ったのは何故であろうか。時宗の意見が通らなかつたのと、大聖人のあずかり人となつた武蔵守宣時の策動が効を奏したのである。

宣時は、鎌倉中に放火殺人等の騒乱を起こさせ、大聖人の弟子檀那二百六十余人の名をつらねて、斬首、流罪、追放等の処置に出ようとしたことは、前に一寸ふれておいたところである。

これでは、時宗も大聖人を許すことは出来ない。ついに佐渡に大聖人は流罪となったのである。

だが、依智に二十八日間も大聖人がおったのはいかなる故か、恐らく、評定衆でも、すぐ大聖人を佐渡に流すことが決定しなかつたとみえる。

大聖人が、依智にあづけられてから、一週間目の九月の十九日には、蒙古からの第三回目の使者である、趙良弼が筑前の今津に文官二十四人の家来をつれて上陸したのである。趙良弼は前二回の使者が、反牒もなく追いかえされているのにこりて、国書を唐櫃に納めてその上を金鎖でしばりつけていた。

そして太宰府の役人にだんことしていい放つたのである。

「この国書は、蒙古王から帝王にたてまつれ、それが駄目なら時の將軍に直々渡せ、しからざれば、そのまま、もって帰れとの嚴命を受けてきたのである」

大宰府の役人は

「異国の人が、朝廷に参上したためしは、日本国には全然ない。国書の趣きを承け給わりたい」とこれも頑として応対した。

趙良弼も仕方がなくその写しを渡したので、太宰府の手を経て、第三回目の国書の写しが、京都についたのが、十月の二十三日であった。大聖人の依智出発は前述のごとく十月の十日であ

る。趙良弼のてんまつについては後述するが、蒙古の第三回目の使者はくる、応戦の準備はするという世情である。大聖人に対する処分は、評定衆でなかなかきまらなかつたのは当然であるが、その反面、武蔵守宣時の策動が効を奏して大聖人は流罪ということに決定したのである。

さて依智についてはもう一つ述べねばならぬことがあるが、それは種々御振舞御言にくわしいから、それを引用する。

「その夜は十三日（九月十三夜で、後の名月の夜である）兵士ども数十人、坊のあたり、ならびに、大庭にならび居て候ひき、九月十三日の夜なれば、月おういにはれてありしに、夜中に大庭にたち出でて、月に向い奉りて、自我渴少々よみ奉つり、諸宗の勝劣、法華経の文あらあ申して、抑も、今の月天は法華経の御座につらなりまします名月天子ぞかし、宝搭品にして仏勅を受け、囑累品にして仏にいただきなでられまいらせ「世尊の勅の如く当に奉行すべし」と誓状を立てし天ぞかし（月天子は名月天子として、昔、釈尊の法華経説法の座につらたつて、釈尊の滅後、此の娑婆世界で法華経を弘めよ、もし自分が弘めることが出来なければ、法華経の行者を守護せよと、三度も仏勅をうけ、囑累品では釈尊から三度まで、頭をなでられて「釈尊の仰せの如く、末法に於いて、法華経の行者を守護致しますと誓いを立てた。月天子ではないか。」仏前の誓は、日蓮なくば、むなしくてこそおはすべけれ。今かかる事、出来せば（大聖人の竜の口法難のことをさす）急ぎ、悦びをなして、法華経の行者にもかはり、仏勅をも果たして、誓言のしる



しをばとげさせ給うべし。いかに、今しるしのなきは、不思議に候ものかな、いかなる事も、国になくしては、鎌倉へも帰らんとも思わず。しるしこそなくとも、嬉し顔にて澄み渡らせ給うはいかに。大集経には「日月明を現せず」と説かれ、仁王経には「日月度を失う」とかかれ、最勝王経には「三十三天各々瞋恨を生ず」とこそみえはべるにいかにも月天いかに月天と責めしかば、そのしるしにや、天より明星の如くなる大星下りて、前の梅の木の枝にかかりてありしかば、兵士ども、皆えんよりとびおり、或は大庭にひれ伏し、或は家のうしろに逃げぬ。やがて、即ちそら、かきくもりて大風ふききたりて、江の島のなるとて（江の島の海なる音）空のひびくと、大いなる鼓を打つが如し……………」（全集九一五ページ）

